

～ 金銭消費貸借を利用した内職あっせん契約をめぐるトラブル ～

4 件中 3 件が解決、1 件はあっせん不調！

東京都消費者被害救済委員会

本日、東京都消費者被害救済委員会（会長 淡路剛久 立教大学大学院法務研究科委員長）から、「金銭消費貸借契約を利用する割賦購入あっせんに係る紛争」（平成17年8月24日付託）の審議の経過と結果について東京都知事に報告がありましたのでお知らせします。

紛争の概略

申立人の4人は販売会社（3社）から電話で、パソコンを使った内職を勧誘され、仕事をするには指定のパソコンレッスン教材等を購入することが条件、ローンの支払いは月々の収入でまかなえるなどの説明があり、約50万円の教材等を購入した。ところが、実際は収入がほとんど得られないなど勧誘時の説明と全く異なったため、販売会社に契約の解除を申し出た。販売会社3社のうち2社（甲社、乙社）は解約に応じず、他の1社（丙社）は解約に応じ契約代金を返金するとの説明があったが確実に実行されるか不明である。一方、ローンの申込みは販売会社が行ったため、ローン会社（1社）に支払請求の停止を求めたところ、申立人との契約は金銭消費貸借契約であり、販売会社は関係ないとして申立人に未払金の支払いを請求すると主張し、紛争となった。

報告のポイント

< 解決案の考え方 >

申立人は、販売会社との契約について無効、解除又は取消しを主張しうることを根拠に、未払金に係るローン会社からの支払請求を拒むことができる。

申立人は、ローン会社が販売会社の悪質商法に手を貸しているという面もあることから、ローン会社に対し、未払金の支払拒絶のみならず既払金の返金を求めることができる。

< 処理結果の主な内容 >

申立人4人（A～D）のうちA、B、Dの3人については、甲社は申立人A、Bに、丙社は直接ローン会社に、それぞれ契約代金を返金することなどで合意が成立し、最終的に申立人A、B、Dの金銭的負担はゼロとなった。

申立人Cについては、その後、乙社が事実上倒産状態となり関係者も行方不明となったため、ローン会社とのみ交渉を行い、次のような内容の解決案を提示した。ローン会社は乙社関係者を探し出すことにこだわるなどあっせん案に対する回答を引き延ばした後、結局、下記解決案のいずれについても受諾を拒否した。なお、あっせん案は紛争の円満な解決を図ることを重視したものであるのに対し、調停案は委員会が本来望ましいと考える解決案である。

[あっせん案] ローン会社は申立人Cに対する残債権を放棄する。

[調停案] ローン会社は申立人Cに対する残債権を放棄し、既払金を全額返金する。

乙社・・・有限会社ケーエスプランニング（茨城県水戸市）

ローン会社・・・日東リース株式会社（東京都千代田区）

< ローン会社の主張等 >

申立人Cに対する残債権を放棄すると、乙社に対する損害賠償請求権も失ってしまうため、あっせん案、調停案とも会社の方針として受け入れられない。
ただし、申立人Cに対する支払請求は今後行わない。

（詳しくは裏面又は本文をご覧ください。）

東京都では、本件のように未解決に終わった案件について申立人である消費者が提訴又は応訴する場合は、東京都消費生活条例第31条により訴訟資金の貸付などの訴訟援助を受けることができる制度を設けています。

東京都消費者被害救済委員会は、消費生活総合センター等の相談機関に寄せられた苦情・相談のうち、都民の消費生活に著しく影響を及ぼし又は及ぼすおそれのある紛争について、「あっせん」や「調停」を行うことにより、公正かつ速やかな解決を図るため、東京都消費生活条例に基づき設置された知事の附属機関です。

【問い合わせ先】 東京都消費生活総合センター活動推進課
電話 03-3235-4155

1 紛争の概要

平成 16 年 3 月から 11 月にかけて申立人 4 人 (A、B、C、D) はそれぞれ突然、電話でパソコン内職の勧誘を受けた。

仕事の内容は、販売会社 (甲社、乙社、丙社) によって異なるが、いずれも約 50 万円の教材等の購入が条件と知り、申立人は一旦は勧誘を断ったが、販売会社から「月収は 2～5 万円ある」、「月々の代金支払いは収入でまかなえる」などと言葉巧みに勧誘され、分割払いで購入する契約を結んだ。

勧誘時、申立人にローン会社名や金利についての詳しい説明はなく、申込手続きも販売会社が行ったため、申立人は後から本件ローン会社と契約したことや支払総額が約 80 万円になることを知った。

その後、申立人 A、B は勧誘時の説明と異なり収入がほとんど得られなかった。また、申立人 C は仕事をするには試験合格が条件との説明をうけておらず、試験は難しく、合格できなかった。申立人 D は契約した商品と異なる教材等が納品され、契約内容に不信感をもった。

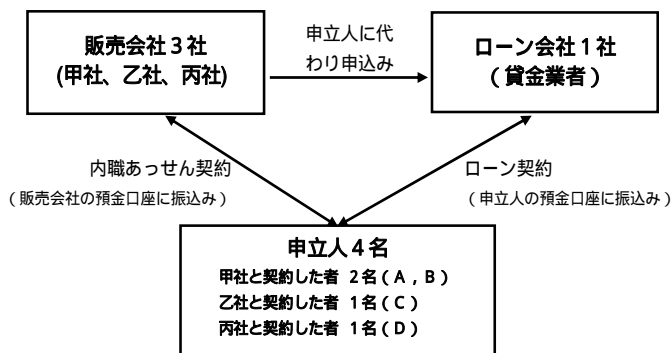
このため、申立人は「話しが違う」として、それぞれの販売会社に対し契約の解除を申し出た。しかし、甲社は高額な解約料の負担を求め、乙社は解約に応じなかった。丙社は契約代金を返金すると説明していたが、返金されないまま、事実上倒産状態となっている。

一方、ローン会社は、販売会社がローンの申し込み手続きを行ったにもかかわらず、販売会社は一切関係ない、申立人との契約は金銭消費貸借契約であって、販売会社との契約の解除を理由に支払いを拒否することはできないと主張し、紛争となった。

甲社 …………… 電子メールで商品等の広告を送信して顧客の反響に応じて一定のマーゲンを得る。
乙社、丙社 …… パソコンでデータ等を入力して報酬を得る。

2 契約等の状況

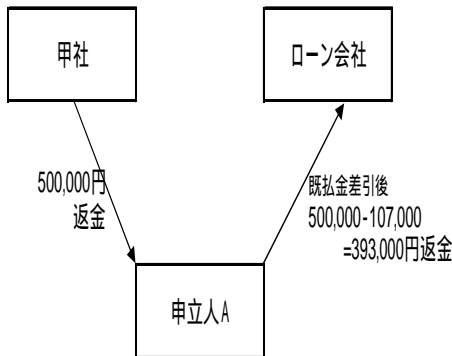
(契約の流れイメージ図)



	販売会社との契約		ローン会社との契約			
	販売会社	契約金額	ローンの元金	当初支払予定総額	既払金	備考
申立人 A	甲社	500,000円	500,000円	774,851円	107,000円	含遅延利息
申立人 B	甲社	500,000円	500,000円	789,930円	544,062円	
申立人 C	乙社	498,000円	500,000円	786,273円	62,000円	含遅延利息、他に信用保証料 4 万円自己負担
申立人 D	丙社	460,000円	480,000円	750,878円	0円	

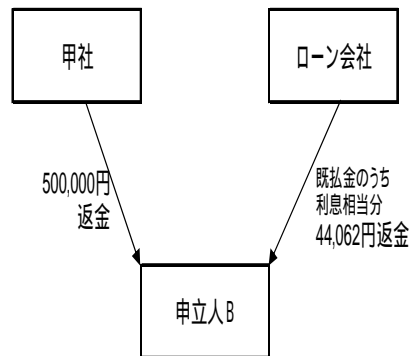
3 処理結果及び内容

(1) 申立人A = 解決 (H17.12.21 合意)



- ・ 甲社は申立人Aとの契約を解除し、申立人Aに50万円返金する。
- ・ 申立人Aはローン会社に支払った既払金 107,000 円を差し引いた 393,000 円をローン会社に返金する。

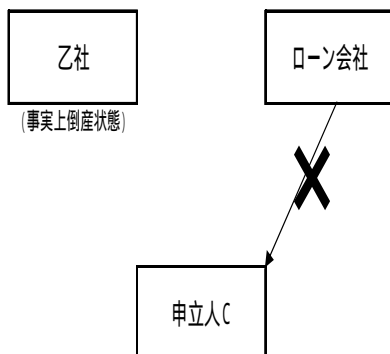
(2) 申立人B = 解決 (H17.12.21 合意)



- ・ 甲社は申立人Bとの契約を解除し、申立人Bに50万円返金する。
- ・ ローン会社は申立人Bが支払った544,062円のうち利息分44,062円を申立人Bに返金する。

あっせん・調停不調

(3) 申立人C = (H18.2.21 処理打ち切り)



【あっせん案】 拒否

- ・ ローン会社は申立人Cに対する既払金62,000円を差し引いた残債権を放棄する。
- ・ 申立人Cは乙社に対し有する損害賠償権を上記でローン会社が放棄した残債権の限度においてローン会社に譲渡する。

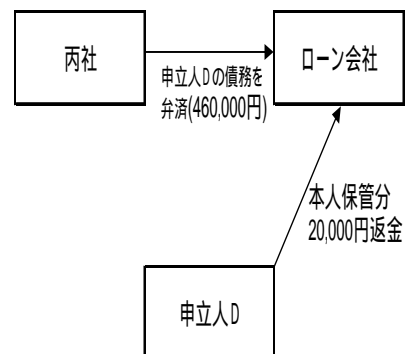
あっせん案は紛争の円満解決を図るため、当事者の意向等に配慮したものである。

【調停案】 拒否

- ・ ローン会社は申立人Cに既払金62,000円を返金する。

調停案は本来望ましいと考える解決案である。

(4) 申立人D = 解決 (H17.12.26 合意)



- ・ 申立人Dはローン会社から振り込まれた48万円から丙社に振り込んだ46万円を差し引いた、手元に保管中の2万円をローン会社に返金する。
- ・ 丙社とローン会社は、申立人Dとの間のローン契約に係る債務の弁済について、丙社とローン会社との間で責任をもって処理することとし、ローン会社は申立人Dに対し今後一切支払請求しない。(46万円は丙社が責任をもってローン会社に弁済する。)

注) ローン会社は申立人Cに対し今後一切支払請求しないことを表明。

東京都消費者被害救済委員会委員名簿

平成18年4月20日現在

氏 名	現 職	備 考
学識経験者委員		(12名)
淡 路 剛 久	立教大学大学院法務研究科委員長	会 長
沖 野 眞 己	学習院大学大学院法務研究科教授	
織 田 博 子	駿河台大学大学院法務研究科教授	
金 岡 昭	弁護士	本件あつせん・調停部会委員
北 河 隆 之	弁護士、琉球大学大学院法務研究科教授	
後 藤 卷 則	早稲田大学大学院法務研究科教授	
桜 井 健 夫	弁護士	本件あつせん・調停部会委員
佐々木 幸孝	弁護士	
野 澤 正 充	立教大学大学院法務研究科教授	
升 田 純	弁護士、中央大学大学院法務研究科教授	
松 本 恒 雄	一橋大学大学院法学研究科教授	会長代理 本件あつせん・調停部会長
米 川 長 平	弁護士	
消費者委員		(4名)
有 田 芳 子	主婦連合会 環境部長	
内 藤 裕 子	東京都地域消費者団体連絡会 代表委員	本件あつせん・調停部会委員
飛 田 恵 理 子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟 生活環境部副部長	
矢 野 洋 子	東京都生活協同組合連合会常務理事	
事業者委員		(4名)
遠 藤 貞 夫	東京工業団体連合会 専務理事	
中 野 達 雄	東京都商工会連合会 副会長	
若 月 一 夫	東京都中小企業団体中央会常任理事	本件あつせん・調停部会委員
渡 邊 順 彦	東京商工会議所 議員	
臨時委員		(1名)
小 松 泰 史	社団法人東京都獣医師会 副会長	